

令和6年7月25日からの大雨にかかる災害救助法の適用について【第3報】

1 災害の概要

令和6年7月25日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本県では次の6市5町3村に災害救助法の適用を決定しましたので、お知らせします。

災害救助法 適用市町村	適用月日	被害の状況等	備 考
<b>【山形県】</b> <u>鶴岡市</u> <u>酒田市</u> <u>新庄市</u> <u>寒河江市</u> <u>村山市</u> <u>尾花沢市</u> <u>最上郡金山町</u> <u>最上郡最上町</u> <u>最上郡真室川町</u> <u>最上郡大蔵村</u> <u>最上郡鮭川村</u> <u>最上郡戸沢村</u> <u>東田川郡庄内町</u> <u>飽海郡遊佐町</u>	7月25日	令和6年7月25日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2 これまでに講じた措置

- ・避難所の設置 等

【問合せ先】

山形県防災くらし安心部防災危機管理課  
課長補佐（防災担当）木島  
電話 023-630-2230  
報道監 防災くらし安心部次長(兼)  
危機管理広報監 小泉